

兵庫県後期高齢者医療審査会に審査請求をされる方へ

後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）や保険料（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に不服があるときは、兵庫県庁に設置している兵庫県後期高齢者医療審査会に審査請求をすることができます。（処分例：令和〇年度兵庫県後期高齢者医療保険料額決定通知）

兵庫県後期高齢者医療審査会は、書面（審査請求書と処分庁の弁明書など）を中心に、処分が法令や条例などに照らして違法または不当かどうかについて、審理を行います。

審理の結果、審査請求人の主張に理由があると認めたときは、請求を認容し、処分の全部又は一部を取り消します。反対に、処分が適法、正当であると認めたときは、請求を棄却します（これを「裁決」といいます。）。そして、認容又は棄却した理由等を記載した裁決書（裁判所の判決文に相当します。）を審査請求人と処分庁に交付します。

【裁決書主文の例】

- ・ 審査請求人の主張に理由があり、認容した場合
主文「本件審査請求に係る処分を取り消します。」
- ・ 原処分に違法や不当がない場合
主文「本件審査請求を棄却します。」
- ・ 法定期間経過後の審査請求や請求手続きに不備がある等、不適法である場合
主文「本件審査請求を却下します。」

[審査請求書の作り方]

- ・ 審査請求は、審査請求書様式に必要事項を記載した正副2通を兵庫県後期高齢者医療審査会に提出することによって行います。
- ・ 審査請求書を作成するときは、審査請求書記載上の注意事項を参考にしてください。
- ・ 様式の欄が小さく書ききれないときは、別紙とすることもできます。また、様式以外の文書で作成することもできます。

[提出の方法]

- ・ 審査請求書は、県庁に直接郵送するか、または処分庁を経由して提出することもできます。

[代理人による審査請求]

- ・ ご本人が自分で審査請求書を作成できないときや、文書のやりとりができないときは、代理人を選任することができます。この場合は、「委任状（1通）」を提出してください。

ご留意いただきたいこと

次のようなときは、審査をすることができず、却下となる場合があります。

- ① 原則、処分があったことを知った日（通常は、通知書を受け取った日）の翌日から起算して3か月を過ぎてから審査請求を行ったとき。（公示送達の場合、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき。）
- ② 処分ではない事柄について審査請求を行ったとき。
- ③ 審査請求の趣旨（あなたが裁決書の主文に記載を求める内容のことです。）が立法政策上の事柄や憲法判断を求めるなど、兵庫県後期高齢者医療審査会では審査できない内容であるとき。

兵庫県後期高齢者医療審査会は、法律や条例で決まっていることを変更することはできません。
また、法律や条例が憲法違反であるか否かについても、判断できません。

兵庫県後期高齢者医療広域連合や市町の処分と裁決との関係は、次のとおりです。

- ① 裁判所に対する処分の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、審査請求を行ってから3か月を経ても裁決がないときは、提起することができます。
- ② 審査請求を兵庫県後期高齢者医療審査会に提起しても、裁決で取り消されるまでは、処分は有効です。
- ③ 処分を取り消す裁決が出たときは、処分は、処分が行われた日に溯って取り消されます。このため、処分庁は、改めて処分を行います。

兵庫県後期高齢者医療審査会は、兵庫県後期高齢者医療広域連合や市町の処分を取り消すことはできますが、処分の内容を変更することまではできません。

【お願い】

あなたの保険料の額がどのように決定されたのかなどについては、兵庫県後期高齢者医療広域連合（TEL:078-326-2612）へ直接お問い合わせください。審査請求をしなくても、説明を受けることはできます。

（審査請求に関する問い合わせ先、審査請求書の提出先）
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県 福祉部 国保医療課内 兵庫県後期高齢者医療審査会
電話 078-341-7711（代表）内線3025